

令和4年度

事業計画

社会福祉法人滋宏福社会

## 令和4年度 法人本部 事業計画

### 1. 基本理念

多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援させていただくことを目標とします。

### 2. 基本方針

- ・利用者の立場に立ってサービスを考えます。
- ・利用者のための質の高いサービスを提供します。
- ・笑顔と挨拶と礼儀を大切にします。
- ・透明で開かれた施設を目指します。
- ・健全な施設経営を目指します。

新型コロナウイルス感染症防止対策に努めるとともに、ウィズコロナ時代に向けた「新たな日常」の下で利用者の安心・安全を確保しながら利用者の立場に立った質の高いサービスを提供いたします。また、安定した財務基盤の強化、サービスの担い手である人材の確保と育成を重点目標にいたします。

### 3. 事故防止と防災対策の徹底

ヒヤリハットや事故報告等の事例検証をおこない、事故防止に対する意識を高め、利用者が安心して生活できるよう努めます。

利用者の生命の安全を保障する事を最優先課題とし、予防管理、災害時の教育、訓練等を計画的に実施し、防止体制の強化に努めます。

- ① 避難誘導訓練
- ② 火災訓練（屋内消火栓・消火器）
- ③ 通報訓練
- ④ 地震訓練

非常食・緊急用食料・懐中電灯・ラジオ等の常備・施設内外の危険個所の把握、点検、改善等の防災対策を徹底します。

緊急の際、地域住民の方に協力を得られるよう日々呼びかけるとともに、その為の関係づくりに努めます。また、地域の方の避難場所としての提供もおこなっていきます。

#### 4. 人材育成と活性化

利用者の尊厳と意向を最大限尊重、利用者本位のサービス提供ができる機能的な組織の整備、専門性と心配りができる職員配置に努めます。人材を人材と考え、法人内での研修を充実させるとともに外部の専門研修への参加や先進事例の研究に努めます。また、利用者満足度の高いサービスを提供するために、専門的技術の修得並びに利用者の人権擁護の徹底等についての職場内外のリモート研修の充実を図り、職員の質の向上、並びにキャリアアップの実現を目指します。

#### 5. 健全な財務

各事業の財務状況を的確につかみ、事業運営の改善につなげるため、月1回の財務会議をおこないます。

- ① 各部門において稼働率・利用人数・利用料等において数値目標の設定とその達成
- ② コスト削減・エコ意識の育成
- ③ 業務の効率化
- ④ 月次決算の確認

等をおこない利用者サービスの低下を来たさない範囲において、可能な部分での支出削減に努め無駄のない施設運営を心掛けるとともに、予算の適正配分並びに適正執行に努めます。

#### 6. 地域福祉、地域貢献の推進

- ① 地域から信頼される法人・施設として「てらだ」の有する専門機能を活用した地域住民研修会や相談会を開催し、地域とともに地域福祉の向上・地域の活性化に努めます。
- ② 地域住民やボランティア団体、関係機関や行政との連携等地域に根ざした開かれた施設づくりを目指していきます。

#### 7. 住環境の整備と生活の質の向上

利用者の高齢や重度化に伴い、変化していく利用者のニーズや状態に応じた住環境の整備を図り、生活の質の向上及び、より一層安心安全に生活できるよう支援に努めます。また、利用者家族の高齢化に伴い、保護者からの希望であるグループホームの開設を積極的に進め地域生活移行への支援に努めます。

## 令和4年度 各事業の事業計画

### I. 施設入所支援事業

1. 利用者定員（30名）に対する利用率平均95%以上を目指します。
2. 地域生活移行推進では、医療機関や関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を支援します。4名以上を一般住宅または公営住宅、自宅、グループホーム、高齢者関係の施設等への移行を支援します。
3. 精神障がい者の地域移行を支援するため、精神科病院からの受け入れを積極的に努めるとともに、地域生活を送る精神障がい者の希望や状況に応じ関係機関と相談しながら受け入れをおこないます。
4. 定期的に利用者の個別支援会議をおこない一人一人のニーズや課題を共有しストレングスの視点で個々に応じた支援をおこないます。支援者側も支援方法や対応方法等気付きが得られる会議をおこない支援に活かしていきます。
5. 退所時に生じる入れ替わりのタイムラグを極力少なくできるように前もって入所の準備等をおこない利用率の安定をはかります。
6. コロナ禍において入所者の健康状態を常に把握できるよう健康チェック表に体温等を記録するとともに、施設内の環境管理や手洗い、マスク着用の徹底をおこない感染防止対策に努めていきます。
7. 施設入所の希望者の見学や面談をコロナ禍の状況に応じて入所の動画やICTを活用していきます。

### II. 生活介護事業

1. 利用者定員（20名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 個別支援計画に基づいた支援をおこないます。定期的に本人と面談、常に見直しをおこない、個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 日中活動についてはコロナ感染防止の観点から「3つの密」を避け環境に配慮した活動をおこなっていきます。
4. 高齢化に伴う身体機能の低下の予防のために、ウォーキングや室内での体操を今後も継続していきます。
5. 認知機能低下予防から、脳トレプリント等の頭の体操をおこないます。また、いきいき体操や手芸工芸など活動のバリエーションを増やしていき、限られた範囲内で楽しめる活動を模索し、取り組んでいきます。

6. 65歳以上の高齢者は心身の状況や本人の希望に応じて介護保険の利用を検討します。また、高齢障がい者の方には、利用できる社会資源の情報提供をおこなう等、コロナ禍の状況に応じて施設見学会に参加し高齢者の暮らしを一緒に考えすすめていきます。

### Ⅲ. 自立訓練（生活訓練）事業

1. 利用者定員（10名）に対する利用率平均90%以上を目指します。
2. 個別支援計画に基づいた支援をおこないます。定期的に本人と面談、常に見直しをおこない、個別化を重視した適切な支援に繋がります。
3. 日中活動については、コロナ感染防止の観点から「3つの密」を避け環境に配慮した活動をおこなっていきます。
4. 地域生活移行を支援するため医療機関・関係機関と連携をはかり居住の場と日中活動の場を両面支援するとともに服薬管理・金銭管理・整容・家事・調理等の練習・就労支援その他、地域に即した社会資源の利用方法等の支援や体験を個別におこないます。特に一人暮らしを目指す利用者に対しては暮らしのコツ等イメージ作りができるように支援をおこないます。
5. 自立を促進するため、利用者へ提供できる制度やその他の社会資源を紹介しながら、それらを主体的に活用して課題解決に取り組めるようにまた地域生活が定着できるように支援します。
6. メタ認知トレーニングに引き続き取り組み、考え方のくせや感情のコントロール、表情を読み取る練習をおこない、生活上のストレスを減らし、「学ぶ場」の機会を提供していきます。

### Ⅳ. 短期入所事業

1. 精神科病院に入院中の障がい者の体験入所についてはコロナの状況や社会情勢、病院の状況とも相談しながら検討していきます。
2. 地域生活の実状に応じ、定期的に利用することで安定した地域での生活を継続できるように支援します。また緊急時にも備え平常時からの利用を促していきます。
3. 緊急時対応等の受け入れでは行政との連携のもと協力体制を構築します。
4. 部屋（2室）の稼働率平均80%以上を目指します。

## V. 就労継続支援 B 型事業第 1 工房

第 1 工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこなっています。

### 1. 利用率

定員 20 名に対する利用率平均 105%以上を目指し、新規利用者の受け入れのほか、現在利用している方の体調の安定に向けた関わりに重点を置き、利用日数を増やしていきます。

### 2. 生活支援

利用者個々の心身の健康状態を常に把握するとともに、日常生活を送るうえで必要な金銭管理や対人関係、余暇活動の相談等をおこないながら、自立した地域生活が送れるよう支援します。感染症等への不安に対してのフォローもおこなっていきます。

### 3. 収益事業

- ・施設内作業：作業の幅を広げ増収を目指します。作業指導や環境設定をおこない難度の高い作業に取り組める人数を増やしていきます。
- ・パン事業：外販先の開拓、店頭販売を再開し売り上げ増を目指します。喫茶室ではパン販売をおこなっていきます。
- ・施設外就労：新たな施設外就労先を積極的に開拓していきます。現在おこなっている施設外就労についても、随時見直しをおこなっていきます。

### 4. 就労支援

就労支援・就労機会の拡充に施設外就労、就労実習先の開拓やしごと体験事業の利用、就労継続支援 A 型の見学等をおこないます。また、作業の提供以外に就労マナーの勉強会など利用者同士で話し合う機会を持つことで、就労継続支援 A 型、一般就労、障害者雇用へ 2 名以上の移行を目指します。

### 5. 利用者個人と向き合った支援の実施

感染症対策を徹底しながら、利用者それぞれの目指す自立・生活に向けて、本人のニーズをしっかりと聞き支援をおこなっていきます。

## VI. 就労定着支援事業

就労定着支援事業では、就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整をおこなうとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援をおこないます。

### 1. 就労定着率

面談をおこなうほか、医療機関や他の就労支援機関等と連携するなど可能な限り利用者全員の就労定着を目指します。離職した場合でも他機関と連携し、フォローをおこないます。

### 2. 利用者の受け入れ

てらだ就労 B と連携し通常の事業所に雇用された方については、本事業の利用を勧めます。また、他の就労移行支援等の事業所からの利用も就労 B 第 1 工房の利用者との合計数が 60 人を超えない範囲で受け入れをおこないます。

### 3. 支援内容

職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援をおこないます。

### 4. 感染症への対応

感染防止対策を講じながら訪問・面談をおこない、事業所や利用者の必要とするサービス提供に努めます。

## VII. 就労継続支援B型事業第2工房

第2工房では、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な訓練及び必要な支援をおこない、各個人に応じたステップアップを目指します。本工房は、利用者の主たる障がいを知的障がいとし、支援員は手を差し伸べる支援ではなく利用者自らが考え行動できるための支援を共通認識として関わっていきます。

### 1. 就労支援

感染症対策の徹底・新しい生活様式を取り入れながら、作業を通じて利用者が目指す将来や希望に近づけるよう支援をおこないます。個別支援計画書に基づきながら、個々の能力を引き出せるよう支援します。

### 2. 生活支援

就労支援に加え、特に親亡き後を見据えた利用者の自立・自活の生活支援を目指します。「てらだ」に来たいと思ってくれる利用者が継続して通所できるよう、グループホーム等の住まいの場について検討したいと思えます。

### 3. 利用率

定員20名に対する利用率平均100%以上を目指します。市内だけでも50弱ある就労継続支援B型事業所の中から選んで頂ける施設づくりをおこない、利用者の増加に努めます。

### 4. 収益事業

施設内就労：作業の見直しをおこない、増収を目指します。

農作業：生産する野菜の絞り込みをおこなうとともに販路の拡大を図り増収を図ります。(周遊道利用者への販売の定着化)

施設外就労：新たな施設外就労の開拓をおこないます。

### 5. 工賃

利用者の就労意欲の向上に工賃の増額を目指します。

### 6. 虐待の防止、早期発見・早期対応

虐待の防止、早期発見・早期対応を講じます。利用者と支援員の双方が楽しく働き続けることが出来る、風通しの良い工房を目指します。



## VIII. 地域活動支援センター事業

利用者の日中の居場所として、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域の方々との交流を促進し、地域における自立と社会参加をはかっていきます。

### 1. 重点目標

- (1) 利用者が気軽に集える場となるように工夫をします。
- (2) 利用者が希望や目標を持ち、自信を持って活動に参加できるよう支援をおこないます。
- (3) 利用者の個性を尊重し、個々の能力を引き出せるようプログラムを工夫します。
- (4) 利用者が仲間作りや憩いの場として穏やかに過ごせるよう、また、安心して生活できるよう相談をおこないます。
- (5) 地域の方々が障がいに対する理解を深めていただけるように、さまざまなボランティアによるプログラムを実施したり、障がいに関する研修会等を開催し、利用者が地域の中でより生活しやすい環境をつくることに繋げていきます。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等への感染防止対策を実施しながら、安心して参加していただけるよう利用者に必要な支援をおこないます。

### 2. 具体的な活動内容

- (1) 生活技術を身につけることを目的とした活動：  
クッキング・買い物・掃除・公共交通機関を使った外出・マナー教室等
- (2) 健康について考える活動：  
体操・ウォーキング・スポーツ・セルフケア・健康や栄養のお話等
- (3) 創作的活動・趣味活動：
  - ① ボランティアによる活動…陶芸・書道・茶道・折り紙・リズム遊び・フラワーアレンジメント・ガーデニング・パンフラワー粘土等
  - ② 自主活動……さわり織り・クラフトバンド作品作り等
- (4) 仲間作りを目的とした活動：  
誕生会・メンバーミーティング・ゲーム大会・カラオケ・カフェ等
- (5) 就労に向けた活動：軽作業・手作り品の販売等
- (6) 季節感を取り入れた活動：花見・夏祭り・忘年会・新年会等
- (7) 障がいに対する理解促進をはかる活動：  
ボランティア受け入れ・地域住民研修会開催等

## IX. 相談支援事業

利用者やその家族等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障害福祉サービス、その他サービスの利用支援をおこない、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。また、地域との結びつきを重視し、市町村、障害福祉サービス事業所、保健医療サービス等との密接な連携に努めます。その他権利擁護のために必要な支援をおこないます。

### 1. 指定特定相談支援事業

特定相談支援事業は、18歳以上の方が障害福祉サービスを利用するために必要な計画書を作成しています。障害福祉サービス事業者等との連絡調整をおこない、生活していくうえで社会資源を有効に活用できるよう、計画を立てていきます。利用者のおかれている環境を把握し、それぞれに合った計画が立てられるよう、各関係機関との連携を大切にします。

相談員の知識や支援技術の向上のため、研修等へ積極的に参加します。また、自立支援協議会への参画、市町の基幹相談支援センター等と協力し、地域の相談支援体制の強化や地域づくりに取り組んでいきます。

### 2. 指定障害児相談支援事業

障害児相談支援事業は、18歳未満の方が障害福祉サービスを利用するために必要な計画書を作成しています。発達段階である障がい児については、成人よりもさらに専門性が必要であることから、保護者からの聞き取りを丁寧におこない、必要に応じて適切な事業所へと繋がります。

### 3. 指定一般相談支援事業

一般相談支援事業は、地域移行支援と地域定着支援を実施しています。

地域移行支援については、特に精神科病院に長期入院する精神障がい者等の地域移行を進めていけるよう、精神科病院や健康福祉事務所、市町等と連携を図ります。

地域定着支援は24時間体制での緊急時支援を目的としており、体制は確保していますが職員体制や事務の煩雑さがあり具体的に進めることはできていません。必要時に支援体制が整えられるよう、職員体制や事業所体制を調整していきます。

#### 4. 受託事業

東播磨臨界地域における相談支援機能強化事業を播磨町より受託して、専門職員を窓口に派遣します。

(播磨町：金曜日)

#### 5. 感染症や災害への対応

感染防止対策を講じながら訪問・面談をおこないます。利用者が安心して生活ができるよう、関係機関等との連絡調整をおこない、サービス提供に努めます。

災害においては、平常時から災害時を想定した支援を考えられるよう研修等に参加し、相談員それぞれが知識を学ぶとともに、個別の防災の取り組みを支援できるよう努めます。

## グループホームの建設に向けて

### 1. 提案理由

今年の10月で障がい者支援センター「てらだ」は15周年を迎えます。

開設当初に特別支援学校を卒業して利用されている方は、年齢が30代半ばに差し掛かってきており、主な介護者であるご両親も60代後半になってきておられます。その為、利用されている方の今後の生活についての支援の具体化が課題となってきたと考えています。

課題に向けて取り組んでいくにあたり就労継続支援第2工房のご家族に向けてアンケートを実施しました。第2工房の主たる障がい種別は知的障がいです。

### <アンケート結果の抜粋～令和3年10月時点～>

#### ①利用者の年齢層（有効回答者数23名）

10代	1名
20代	11名
30代	3名
40代	6名
50代	2名

#### ②今後の生活について（複数回答あり）

自宅等でヘルパー等のサービスを利用しながら生活して欲しい	11名
グループホームで生活して欲しい	6名
施設に入所して生活して欲しい	10名
今のところわからない	1名

#### ③施設に期待していること

・第2工房の人たちと住めるところを作って欲しい。
・知的障がい者のための入所施設ができるように願っています。
・「てらだ」へ入所できるようにして欲しい。
・グループホームに入居した時も「てらだ」への通所を継続したいので送迎をして欲しい。
・親が体調不良等で送迎することが困難な時に通所のサポートがあればいいなと思う。
・生活介護を開設して欲しい。（できれば就労B型と併用したい。）

アンケート結果からは、約半数が自宅等での生活を希望され、残りの半数がグループホームや入所施設での生活を希望されていることがわかりました。

自宅等で他のサービスを利用しながらの生活を希望される方に関しては、相談室が提供している計画相談支援でのヘルパー等のサービス調整支援が予想されます。

施設入所に関しては、現在 30 名の定員があります。しかし、主たる対象者が精神障がいの方であることや日中活動が生活介護と自立訓練であることから、入所することで就労 B 型への通所を継続することができなくなってしまう可能性があります。

グループホームに関しては、近隣の他の法人が運営するグループホームへ入居することも選択肢の一つではあります。しかし、グループホームによっては、入居の条件として同じ法人が運営する日中活動の利用が定められていることもあります。

アンケート結果からは、生活の場が変わったとしても就労 B 型への通所を継続したいとの希望が多くありました。年齢層では、約半数が 30 代以上となっていることから、この先も安心して当施設の利用が続けられるように生活の場であるグループホームを設立したいと考えています。

また、近隣に就労継続支援 B 型事業所が増加している現状を踏まえて、日中活動から生活の場まで幅広く支援できる施設として他事業所との差別化を図り、今後の利用者の獲得に繋がりたいと思っています。

アンケート結果の中の送迎については、これまで駅や役場等の拠点までの送迎サービスを提供していましたが、4 月より個別の状況に合わせた送迎が実施できるようにしています。

## 2. 建設予定の候補地

所 在	加古川市平岡町新在家字ドンドン
地 番	2505 番 28
地 目	畑（農園用地）

現在は就労継続支援 B 型第 2 工房の農園として利用している土地です。第 2 工房に隣接しており、交通量の多い道路からは外れているため安全性は高い場所です。また、寺田池を見渡すことができ環境的にも適していると考えます。

しかしながら、市街化調整区域であることと地目が農地であることから建設にはたくさんのハードルがあります。当初は法人職員で検討していましたが、専門知識に乏しいため、令和元年度に実施した大規模修繕時の建築顧問である青木氏に協力を依頼しました。当初は、建設が難しい土地であるとの見解でしたが、現況としては、建設することができる可能性を見出しています。

### 3. 地域への貢献

今回のグループホームの建設については、グループホームだけではなく地域の拠点としても活用できる機能を併せ持った施設の建設を考えています。

地域のニーズを集約するため隣接している野口山町内会の会長富田氏に意見を求めました。意見書（アンケート結果）については、次ページのとおりです。

施設の設立当初より野口山町内会とは、施設のイベントや会議室の貸し出し、防災訓練の協力等で連携をしてきました。今回の意見書の中では、集会所や災害時の避難場所の要望、地域のコミュニティセンター（憩いの場）的な施設の要望等があります。グループホーム建設時には、これらの要望を汲み取り社会福祉法人として地域への役割を果たしていきたいと思えます。

### 4. 今後について

理事会の承認後、建築顧問である青木氏同行のもと市役所の関係部署に出向き現在の建設候補地での建設可否について最終判断をします。

現在の建設候補地での建設が可能であれば、施設の規模、建築予算等を具体的に計画していきます。現在の建設候補地での建設ができない場合は、建設候補地について再検討します。

令和4年4月22日

障がい者支援センター「てらだ」  
事務長 様

野口山町内会

「新施設増設計画」に関するアンケート結果（ご報告）

前略

4月11日（月）にご要請がありました貴施設の地域活動の一環で取り組んでおられる「新施設増設計画」についての野口山町内会としての要望のとりまとめについて、このほどまとめましたので、報告させていただきます。

コロナ前までは、貴施設とは会議室利用、防災時の集合場所、施設のイベント参画などで関係した活動を行ってきましたが、今後とも町内会としては関係を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

要望のとりまとめを行うあたり、各隣保長（6隣保）には現行の貴施設の事業の範囲を制約条件とするのではなく、野口山町内会が抱える現時点の課題から、要望事項を出すよう依頼しています。内容的に貴施設の事業内容を逸脱するものについては、参考意見として理解してもらうことで結構です。

要望事項は下記の9項目に集約されています。各項目毎に賛同する隣保数（最大6）を右端に表示しています。

草々

【アンケート集計結果】

項目	要望内容	賛同隣保数
会議場所	自前の会議場所を持たない当町内会として下記の会議で常時利用できる施設の確保	—
	①隣保長会議等1～2か月ごとに行われる会議 6～15名規模	5
	②町内会総会等年1回程度に行われる40～60人規模の会議	5
防災対策	予想される南海地震等の大規模災害非常時の利用（パーティションの設置等が柔軟に設定できる施設）	—
	③一時避難の集合場所としての利用	5
	④短期的な避難場所での寝食を必要とする場合の利用	4
	⑤結果的に避難場所で数カ月寝食を要す場合の利用	3
高齢者対応	町内会では急速な高齢化が進展しており、独居老人世帯、介護世帯等の問題が顕在化しており、今後の主要なテーマとなっている。近場の安心できる施設としての利用	—
	⑥近所のコミュニティセンター的なたまり場的な施設	4
	⑦デイサービス機能	4
	⑧ショートステイのサービス	3
	⑨独居老人の見守りサービス	3